

第2章 内子町の維持向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、平成20年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

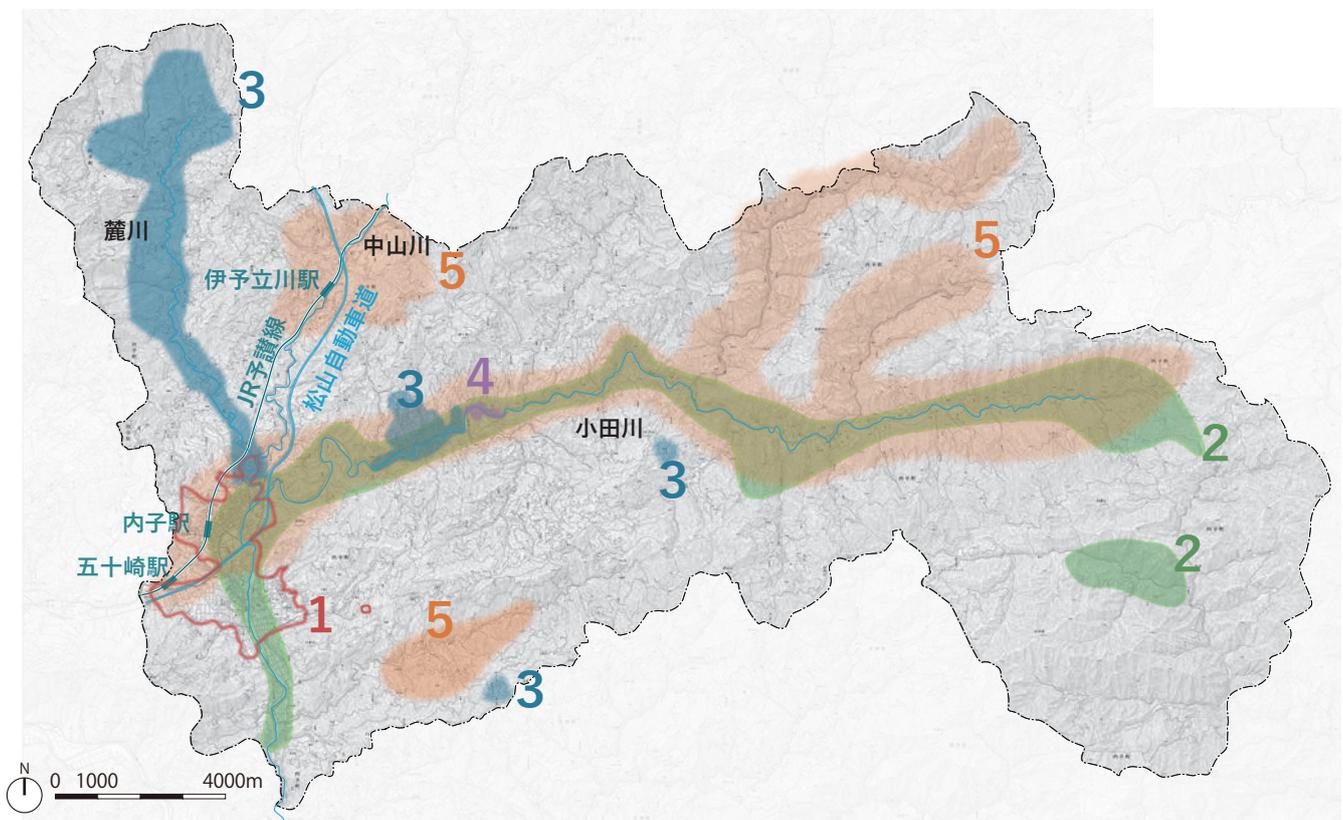
内子町における維持・向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。

歴史的風致

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地

一体となって形成された良好な市街地の環境



1. 在郷町内子・五十崎にみる歴史的風致
 - 1) 在郷町の佇まいをつなぐ町並みとその保存にみる歴史的風致
 - 2) 地域に根付く手漉き和紙と大凧合戦にみる歴史的風致
 - 3) 時を超えた芝居小屋にみる歴史的風致
 - 4) 地域の味、醸造業にみる歴史的風致
 - 5) 内子・五十崎の祭礼にみる歴史的風致
2. 小田川が結ぶ小田林業と山とともにある営みにみる歴史的風致
3. 里山が育む村並みにみる歴史的風致
4. 大瀬「森のなかの谷間の村」の営みにみる歴史的風致
5. 街道、遍路道にみる歴史的風致